

今年の10月、 美祿市の皆さん一人ひとりにマイナンバーが 通知されます。

～平成28年1月からマイナンバー制度が始まります。～

※マイナンバーの通知は、住民票の住所に送られます。

(住民票の住所と異なるところにお住まいの人は、お住まいの住所に住民票を移してください。)

マイナンバーって何?

国民一人ひとりがつもつ12桁の番号です。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野で個人の情報を適切かつ効率的に管理するために活用されます。

マイナンバーで何が変わる?

◇国民の利便性が向上

- 年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります。

◇公平・公正な社会の実現

- 適正・公平な課税を実現します。
- 年金などの社会保障を、確実に給付します。

◇行政の効率化

- 行政手続きが正確で早くなります。
- 災害時の行政支援にマイナンバーを活用。迅速な行政支援を実現します。

マイナンバーはこんな場面で必要になります

社会保障関係の手続

年金の資格取得や確認、給付
雇用保険の資格取得や確認、給付
ハローワークの事務
医療保険の給付の請求
福祉分野の給付 生活保護

など

税務関係の手続

税務署に提出する 確定申告書、届出書 法定調書などに記載
都道府県・市町村に 提出する申告書、 給与支払報告書などに記載

など

災害対策

防災・災害対策に 関する事務
被災者生活再建支援金 の給付
被災者台帳の 作成事務

など

個人情報の保護

◇マイナンバー制度は制度面とシステム面から個人情報保護の措置を講じています。

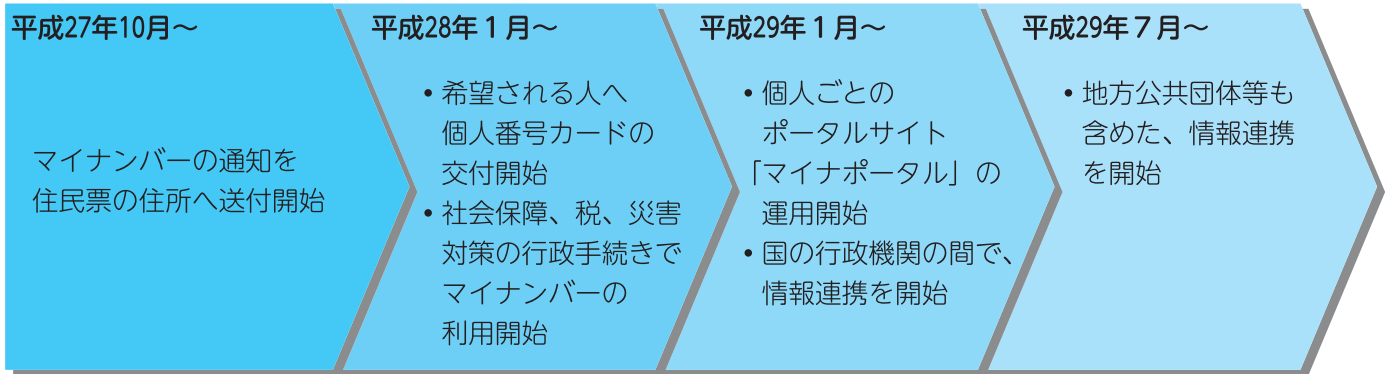
制度面

- 法律に定めがある場合以外のマイナンバーの収集・保管の禁止
- なりすまし防止（マイナンバーのみの本人確認は行いません。）
- マイナンバーの適切な管理について第三者機関が監視・監督
- 法律違反に対する罰則の強化

システム面

- 個人情報は分散管理（一元管理しないので、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。）
- システムへの接続制限（情報連携を行う際の接続できる人の制限、通信の暗号化）
- 行政機関間でのやりとりはマイナンバーを直接使用しない。
- 平成29年1月から「情報提供等記録開示システム(マイナポータル)」が稼働予定。
※このシステムにより、マイナンバーを含む自分の情報を「いつ」「誰が」「なぜ」提供したのか確認できるようになります。

制度実施の流れ



民間事業者の皆さんもマイナンバーを扱います！

◇平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- ・源泉徴収票の作成手続
- ・健康保険・厚生年金・雇用保険の手続
- ・証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の支払調書作成 など

◇事業者のためのマイナンバー準備スケジュール（例）

- ・制度開始に向けた準備（～平成27年10月）
※社内規定の見直し、人事・給与などのシステム対応、個人情報 の安全管理措置 など
- ・従業員（パートやアルバイトも含む）の個人番号取得開始（平成27年10月～）
- ・税・雇用保険の申請書・申告書・調書等に順次番号記載開始（平成28年1月～）
※厚生年金・健康保険は平成29年1月から開始

マイナンバー制度の お問い合わせは

マイナンバーコールセンター
（全国共通ナビダイヤル
：9時30分～17時30分
土日祝日・年末年始を除く）
【☎0570(20)0178】
つながらない場合は【☎050(3816)9405】
外国語対応 【☎0570(20)0291】



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

事業者の皆さんが準備のために必要な手順

- ①マイナンバーの利用ケースを洗い出しましょう。
- ②利用スケジュールを確認しましょう。
いつまでに従業員のマイナンバーを取得すればよいかを確かめましょう。
- ③マイナンバーの取得に向けて安全管理措置を検討しましょう。

